

## 資料提供

令和5年9月25日（月）  
労働政策課長 糸賀 正美  
TEL:029-301-3635（内線 3630）

### 「本県最低賃金の改正に係る公開質問状」への回答に関する 知事談話について

9月14日、茨城地方最低賃金審議会会長から、9月11日付で別紙のとおり「本県最低賃金の改正に係る公開質問状」への回答がありました。  
本件に関する知事談話は、下記のとおりです。

#### 記

9月14日、茨城地方最低賃金審議会（以下、「審議会」という。）会長から、9月11日付で県に「本県最低賃金の改正に係る公開質問状」に対する回答がありました。

県への回答には、総合指数は最低賃金水準を示すものではない旨、説明がありましたが、総合指数は各都道府県の経済実態を示す指標のうち、特に最低賃金に関係が深い19指標をもとに算出された指数であり、当然、最低賃金の水準と関係しているものと考えられます。

また、最低賃金と総合指数の全国順位を比較すると、最低賃金の順位が総合指数の順位より5位以上低い県は、本県を含めて8県のみとなっており、最低賃金と総合指数に一定の相関関係があると思われます。

さらに、本県の最低賃金が近隣他県に比べて低い背景として、過去、延べ28年間Cランクに位置し、引上げ額が低い時期が長かった経緯があるとの説明がありましたが、過去の経緯に縛られることなく、現在の経済実態を正しく反映し、最低賃金を本来あるべき水準とすることが審議会に期待される役割であると認識しております。

加えて、近隣他県との格差是正への十分な配慮が行われたかについては説明がなく、今回の審議会の回答を妥当な見解として受け入れることはできません。

最低賃金は、非正規雇用者などの生活を支えるセーフティネットとしての観点などから、極めて重要な課題であるため、県といたしましては、引き続き、最低賃金の本来あるべき水準を求め、積極的な引上げに向けた取組を一層強化してまいります。

2023年9月11日

茨城県知事  
大井川 和彦殿

茨城地方最低賃金審議会  
会長 清山 玲



## 本県最低賃金の改正に係る公開質問状について（回答）

8月23日付でご照会のありました2023年茨城地方最低賃金審議会の改正決定に関する質問について、下記の通りご回答申し上げます。

当審議会は茨城労働局長の諮問機関であり、公労使の代表委員で構成され、最低賃金に関する事項について合議制により真摯に議論し審議を行っています。また、審議の経緯や公益見解の理由については、公開された審議会の場で丁寧に説明しています。

なお、本件質問に関する回答は当審議会で充分に検討審議したものです。

記

## 記の1について



(1) 本県の最低賃金水準が中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告の総合指数に比して低い水準にあることについては認識しておりますが、総合指数は中央最低賃金審議会におけるランクの振り分けを検討するためのものであり、最低賃金水準を示すものではないことにご留意ください。

(2) 今年度は、地域の消費者物価の上昇、雇用情勢、その他の経済諸指標をふまえたうえで、①消費者物価の上昇による実質賃金低下の回避、②ランク区分内格差の是正と、③コロナ禍の経済への影響が残るなか、急速な円安等による原燃料価格の高騰、賃金の上昇と社会保険の適用拡大による人件費の増大などを中小企業では価格転嫁できていない状況を総合的に勘案し、目安+2円の953円で結審しました。過去最高の引上げ率・引上げ額であり、引上げによる影響率も過去最大となっていることから、これを超える引上げ額で結審することは難しいとの結論に至りました。なお、この引上げ額は、令和5年度のランク区分等の見直しでAランク、Bランクに振り分けられた34都道府県の中で4番目に高く、同じく総合指数順位を上げた富山県や宮城県では目安通りの結審となっています。

(3) 茨城県の最低賃金が、近隣のAランク、Bランクの県に比べて低い背景には、ランク区分制度は昭和53年度に導入され、令和5年度の改正まで6回の見直しによる7期のうち、茨城県が計3期（昭和53年度～平成6年度、平成12年度～平成22年度）、28年間がCランクに位置し、隣県と異なって引上げ額が低い期間が長かったという歴史的経緯があります。

#### 記の2について

最低賃金額改定の目安額に大きく上乗せした自治体は、引上げ後の最低賃金額が900円前後にあり全国の中でも最低賃金水準が低い自治体である点で、茨城県とは異なる状況にあります。

今年度は最低賃金額が相対的に高い都道府県のほとんどが目安額通りに結審し、茨城県では審議の結果、全会一致にはなりませんでしたが、目安+2円の42円引き上げ、953円の決定をしています。

#### 記の3について

茨城県の最低賃金の引上げ額について、少なくとも実質賃金の低下を回避したという点では、最低賃金水準で働く労働者の生活の安定に一定程度役割を果たしたと考えます。引き続き、三要素（労働者の生計費、労働者の賃金、通常の事業の賃金支払能力）を踏まえて可能な限り最低賃金水準の引上げに努力したいと考えます。

#### 要望

- 1 茨城県では、今後、現役世代人口が減少する中で近隣のとくに東京都、千葉県、埼玉県内の事業所と求人が競合し、労働力確保の面でますます厳しくなることが想定されます。地域の経済と文化を支えてきた県内中小企業が賃金を引き上げられるよう、きめ細かな使い勝手の良い中小企業支援策の充実を県に要望します。
- 2 最低賃金の引上げが最低賃金およびその近傍で働く労働者の就業調整につながり、中小企業経営者が労働力の確保でこれまで以上に苦しむことがないよう、働き方に中立な税・社会保障制度を抜本的・総合的に整備するよう国に求めることを、県に要望します。
- 3 最低賃金の引上げに対する企業の努力が、最低賃金近傍で働く人々の生活水準の安定と引上げにつながるよう、給与所得控除の引上げなど税制の整備を国に求めることを、県に要望します。

2023年8月23日

茨城地方最低賃金審議会会長 清山 玲 殿

茨城県知事 大井川 和彦



## 本県最低賃金の改正に係る公開質問状について

本年8月7日、茨城地方最低賃金審議会から茨城労働局長に対し、茨城県の最低賃金を42円引き上げ、953円に改正することについて答申が行われました。

本県の経済実態を示す総合指数は全国9位であり、経済指標を考慮すると、最低賃金額も全国9位相当の990円程度が適当であると考えます。

しかしながら、今回の結果は、中央最低賃金審議会が示した最低賃金額改定の目安40円に2円のみが上乗せされた額であり、経済実態の反映や近隣他県との格差是正に配慮されたものとは考えられません。

つきましては、引上げ額決定の理由等について、下記のとおり質問いたしますので、8月中に回答いただきますようお願いいたします。

## 記

- 1 本県の最低賃金は、経済実態を示す総合指数に見合った額とは言えず、本来、るべき額よりも低く抑えられていると考えられますが、今回、最低賃金額と経済指標との乖離を解消しなかった理由をお示し願います。
- 2 全国的に物価高騰や人手不足という状況にある中、他県では地域間格差などを考慮し、最低賃金額改定の目安に最大8円上乗せする積極的な引上げが行われている一方、本県の上乗せ額が2円にとどまった理由をお示し願います。
- 3 最低賃金は、本来、賃金の低廉な労働者における生活の安定を図るものであります。近隣他県では最低賃金が1,000円を超える改正答申が行われる中、今回の答申額で、その目的が十分に果たされていると言えるのか、見解をお示し願います。